平成２３年（フ）第１７２６号
札幌市豊平区豊平１条１丁目２番28―302号
債務者　川染　弥生（旧姓江口）
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７９７号
北海道江別市元江別833番地の11
債務者　豊嶋　俊男
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８００号
札幌市白石区菊水５条１丁目６番９―307号
債務者　榊本　幸江（旧姓其浦）
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６７２号
群馬県前橋市西善町124番地１
債務者　関根　　学
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１５０号
群馬県北群馬郡吉岡町大字大久保1225番地２　中島アパート
債務者　町田　忠男
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１８９号
群馬県伊勢崎市曲沢町246番地４　ハイツ曲沢Ａ103
債務者　塚本　信之
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第２２７号
群馬県前橋市朝倉町117番地１　萩荘201号
債務者　石坂志津子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第２５８号
群馬県伊勢崎市波志江町2151番地３　アップルハイツ101
債務者　梶原　宣宏
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第２６６号
群馬県前橋市総社町植野564番地７
債務者　高橋　友美
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第２６９号
群馬県渋川市渋川978番地５　一柳荘
債務者　蒲生　裕二
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第２７１号
群馬県前橋市古市町557番地Ａ―402号
債務者　宮沢　綾子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第２８１号
群馬県伊勢崎市東町2920番地10
債務者　内田　　愛
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第２０２号
群馬県安中市板鼻430番地
債務者　根岸　昭子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第６８２号
千葉県市原市牛久1056番地１　長島住宅イ３号室
債務者　石原　克己
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２８１号
相模原市南区磯部473番地
債務者　角田いずみ
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２８４号
神奈川県座間市相武台２丁目4822番地の２　ヴィアベネット相武台102号
債務者　齊藤　辰夫
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２８７号
相模原市南区上鶴間本町７丁目12番26号
債務者　青山　眞一
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２９６号
相模原市南区相武台３丁目21番13号　ラプラス藤進102
債務者　水谷　麻美（旧姓小澤）
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部